平成２５年（フ）第３２号
新潟県上越市西本町３丁目11番７号
債務者　渡邉美津子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１６１号
愛知県犬山市大字五郎丸字狭間62番地１
ミューズポカホンタス302
債務者　和田　哲夫
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５２号
長崎県大村市富の原１丁目1375番地97　三好美佐恵方、前住所長崎県諫早市栗面町280番地10　ルピナM201号
債務者　長崎小僧寿し大村支部富の原店こと
岩本　昭一
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
長崎県大村市水田町744番地１、前住所長崎県大村市富の原２丁目103番地２　七山アパートＣ号
債務者　開　　クニ
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
長崎県大村市池田１丁目256番地２　池田第２アパート２号棟304号、前住所長崎県大村市寿古町803番地６　サン・コーポラス寿古１棟305号
債務者　南原ゆみ子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
長崎県諫早市多良見町化屋1227番地10化屋住宅Ａ棟102号
債務者　黒田きみ代
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
長崎県諫早市多良見町舟津355番地、前住所長崎県諫早市多良見町野副232番地13野副住宅405号
債務者　吉岡美沙子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
長崎県諫早市小野町1100番地13、前住所長崎県諫早市小川町1115番地１県住Ｄ棟401号
債務者　山下　　学
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
長崎県大村市大川田町342番地、前住所長崎県大村市大川田町1021番地　エスポワール大川田Ⅱ203
債務者　寺田美智子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
鹿児島県鹿児島市吉野町8913番地６
債務者　篠田　　修
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
仙台市若林区沖野２丁目27番35号　コーポ丸米102、従前の住所仙台市太白区郡山字穴田東25番地の１
債務者　山本　洋平
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
宮城県多賀城市伝上山３丁目21番12号　平荘２－３号
債務者　坂藤　　哲
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
宮城県気仙沼市田中42番地
債務者　熊谷　正人
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第７３号
茨城県結城市大字結城236番地
債務者　加藤　鈴子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第７５号
茨城県古河市東山田1839番地１
債務者　高津　吉史
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第８５号
栃木県宇都宮市茂原町1085番地54
債務者　春山　尚子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第９３号
茨城県下妻市半谷302番地13
債務者　枝川　達也
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部